

# 国際電気通信規則(ITR)の概要

## 国際電気通信規則(ITR)

- \* 1973年の世界電信電話主管庁会議(WATTC)で採択された『電信規則』及び『電話規則』が、その後の技術進歩による国際電気通信業務の高度化、多様化に対応することが困難となっていましたため、1988年のWATTCにおいて、これらを改正・統合し、採択(1990年7月1日発効)。
- \* 国際的な電気通信業務の提供、運用、料金決済等に関する取り決めで、構成国を拘束するもの。
- \* 無線通信規則(RR)と並び、ITU憲章及び条約を補足する業務規則との位置づけ。

### 構成

#### ◆ 前文

#### ◆ 第1条 規則の目的及び範囲

#### ◆ 第2条 定義

- ・「国際電気通信業務」、「計算料金」等の用語の定義

#### ◆ 第3条 国際網

- ・国際経過線路の相互協定による決定

#### ◆ 第4条 国際電気通信業務

- ・CCITT\*勧告に従った国際電気通信業務の提供

#### ◆ 第5条 人命の安全及び電気通信の優先

- ・人命安全通信の絶対的優先
- ・官用通信の優先

#### ◆ 第6条 課金及び計算

- ・料金水準の方向別不均衡排除努力
- ・国際電気通信業務の収納料金に税金が課される場合の取り扱い
- ・主管庁及び事業者の相互協定による計算料金の設定・改定

#### ◆ 第7条 業務の停止

- ・業務を停止する場合の事務総局長への通知

#### ◆ 第8条 情報の周知

- ・事務総局長による国際電気通信の経過線路等に関する情報周知

#### ◆ 第9条 特別取極

- ・連合員全般に関係しない電気通信の問題に関し、締結可能な特別取極の要件等

#### ◆ 第10条 最終規定

#### ◆ 付録第1 計算に関する一般規定

- ・主管庁及び事業者による計算料金の設定・改定に関する原則
- ・計算書の作成及び計算書の差額の決済

#### ◆ 付録第2 海上電気通信に関する追加規定

- ・海上電気通信の料金の収納及び計算(第6条、付録第1の適用)
- ・計算担当機関の機能

#### ◆ 付録第3 業務用電気通信及び特権電気通信

- ・業務用電気通信(主管庁、事業者及びITUの間で交換される電気通信)、特権電気通信(ITUの会議等の会期中、代表団構成員等の間で交換される電気通信)の無料提供